

文部科学省（関係府省）における予算編成過程での検討を求める提案

審議事項	提案区分		提案事項名	求める設置の具体的内容	具体的な支援事例 (提案に基づいた事業等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支援事例等	制度改正による効果 (提案の取組による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	補償法令等 (支援の原理となつて いる規定等)	制度の所管 関係府省	団体名	〈追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支援事例	
132	B	地方 教育・文 化	05. 校外に整備 する長期欠 席者通所施 設に対する 国庫補助事 業の拡充	公立学校施設整備の国庫補助事業の要件に関して、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第2条第1項において、対象が義務教育諸学校となっているが、長期欠席者が通える施設として校外に整備する施設へも対象を拡充することを求める。	当市では長期欠席児童生徒の自立と社会参加を促進し、自己肯定感を高め、身近に幸せを感じられるよう「おおふレインボープラン」を策定した。 (参考) https://www.city.obu.aichi.jp/_res/projects/default_project/page/001/025/776/0101.pdf 長期欠席児童生徒は全国の小中学校で約30万人に上り、当市においても増加傾向にある。 当市では、平成2年度に「大府市レインボーハウス(教育支援センター)」を開設し、長期欠席児童生徒への取組の礎として長年活動している。近年、多様な在り方が認められる社会に一元変化してきていることを踏まえ、長期欠席の児童生徒一人ひとりに寄り添った総合的かつきめ細かな支援を展開すべく、第2教育支援センターの必要性が高まっている。本センターを校外に整備することを検討しているが、これに該当する補助制度がなく、苦慮している。	長期欠席児童生徒の居場所を更に確保できるとともに、国が掲げている、誰一人取り残さない教育につながる。	義務教育諸学校の国庫負担等に関する法律第2条第1項	文部科学省	大府市	北海道、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、大田原市、川崎市、長野県、浜松市、豊田市、福沢市、三郷町、高知県、福岡市、熊本市、鹿児島市	○県内には教育支援センター未設置の市町村もあるが、不登校児童生徒の増加を受け、設置の検討が始めた市町村もいくつか存在している。施設への補助が拡充されれば、その設置の後押しとなり、不登校児童生徒への重層的な支援体制の整備につながるが考えられる。 ○当市では、長期欠席児童生徒に関する取組として、教育委員、学校及び行政各関係部署で構成された「不登校対策連絡会」を毎月開催しており、児童生徒の自立と社会参加、自己肯定感を高めるために家庭環境も含めた児童生徒の状況を情報共有し、対応策を検討している。このような中、当市においては、中学生の長期欠席数が増加傾向であったため、以前より校内フリースクール(学習室)を設置したが、近年は小学生も増加傾向であることから、小学校においても空き教室を活用し、今年度より学習室を設置している。また、当該連絡会では、校内での取組が関係については前進したが、一方で、学校にすることができない児童生徒一人ひとりに寄り添った支援が必要であるとともに、保護者が相談できる環境を整備することで、家族全体の居場所となる環境が必要であるという意見が高まっている。今後、当市では、校外フリースクール(保護者の居場所も含む)を整備することを検討しているが、これに該当する補助制度がないことから財政的に苦慮している。 ○当市の校外まなびの教室(校外教育支援センター)も毎年、定員オーバーを繰り返して、利用者のニーズに対応することができていない。支援員、指導員の人員費、教室の拡充を希望しているが、予算を獲得することが難しい。ぜひ、拡充できるような補助金制度が必要である。 ○当市においても、長期欠席児童生徒は増加傾向にある。そこで、不登校及び不登校傾向のある児童生徒の社会的自立に向け、自己肯定感を高め、自分の居場所をみつけられるよう「居場所みつけプラン」を策定した。学びの場を選択できるように、教育支援センターである「バルクはあとラウンジ」を運営している。現在は、青少年相談センターの施設において支援をしているが、市域の広い当市においては、適宜が難しい児童生徒へ対応する必要が出てきている。そのため、公共施設の1階層を借りたサテライト展開も始めている。個別最適な学びを実現するための選択型となる運用が求められており、教育支援センターの拡充を検討しているが、施設増設、人員増員に向けて該当する補助制度がなく、苦慮している。 ○①学校外の学びの場所である教育支援センターへの通所を希望する児童生徒が増加しているものの、施設の不足により十分に対応できない現状がある。②学習支援やカウンセリングに加え保護者の面談等、通所者への支援以外にも地域の中核として支援を行う施設が果たす役割は大きい。③当市においても、現存する教育支援センターから離れた地区に居住する児童生徒のうち交通費や通所に係る所要時間が負担となって通所による支援につながらないケースもある。	公立学校等の施設整備については、国と地方公共団体が義務教育の機会を保障する責任を有していることから、国が削減化の目標などを定めた基本方針や基本計画を定めるとともに、地方公共団体がこれら踏まえて計画的に施設整備を行うことができるようにするため、国が地方公共団体に対して当該地方公共団体の作成する施設整備計画に基づき学校施設環境改善交付金を交付している。 御指摘のような学校外にある教育支援センターは、主として、個々の児童生徒に応じた個別の学習・相談支援を行う場所であるが、当該センターの施設を学校施設環境改善交付金の対象とすることについては、前述の趣旨に鑑み、国と地方の役割分担等を踏まえて慎重な検討が必要であり、直ちに実施することは困難である。	

文部科学省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理 事項	事業区分	分類	提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例 (提案に基いた実施事例)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、実施事例等	制度改正による効果 (提案の課題による住民の権利の向上、行政の効率化等)	補正法令等 (支障の排除とあって いる提案等)	制度の所管 関係府省	団体名	〈追加共同提案団体及び協議団体等から寄せられた実施事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
											団体名	実施事例	
191	B	地方 教育・文 化	05. 共同調理場 における学 校栄養職員 の配置基準 の見直し	国が定める栄養教諭・学校栄養職員の配置基準のうち、共同調理場に係る配置基準を以下のとおり見直しをいただきたい。 【現状】 「1,500人以下、1」 「1,501人から6,000人まで、2」 「6,001人以上、3」 【提案】 「1,000人以下、1」 「1,001人から2,000人まで、2」 「2,001人から3,000人まで、3」 「3,001人から4,000人まで、4」 「4,001人から5,000人まで、5」 「5,001人から6,000人まで、6」 「6,001人から7,000人まで、7」 児童生徒数7,001人以上は2,000人ごとに1人	当市では、築40年を超える共同調理場が7場、築40年を超え、大規模な改修・大規模な修繕費がかかる単独調理場が35施設あり、施設の老朽化や、空調設備のある調理場が4施設のみで、夏場の室内温度は40℃近くになり、熱中症対策としてスポーツクーラーを設置しているが効果的ではないことから、早急な施設改修が必要である。 また、給食調理業務に従事する栄養職公務員の退職不補充により給食調理に従事する職員が減少していること等を踏まえ、現在単独調理場や共同調理場方式で実施している給食施設について、再編計画を策定していく予定である。 給食室等の再編集約を進めるにあたっては、1箇所あたりの調理食数が増加することが見込まれるが、1施設あたりの調理食数や配送校数が増えることで、食物アレルギー対応食数及び対応種類の増加や、食育指導などで多くの学校を訪問する必要があることから、現行の栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の1,501人～6,000人に2人では必要とされる職員数に足りず、これまでどおりの安全安心な学校給食の提供及び栄養教諭を中心とした食に関する指導の実施に支障をきたすため、見直しを提案するもの。 【参考：現在の配置基準のまま共同調理場方式へ再編した場合の栄養教諭人数】 現行：約70人→再編集約後：約40人	—	現行の配置基準を見直し栄養教諭等の配置を増やすことで、共同調理場を再編集約した場合においても、細やかな食物アレルギー対応や栄養管理、衛生管理等、これまで通りの安全安心な学校給食の提供が可能になる。 現在、当市において学校給食調理の民間委託を導入しているところでは、献立作成の稼働打合せ対応もあるため、栄養教諭の配置が増加することで、効率的な業務分担に繋げることができると見込まれる。また、配送校が増加した場合においても、十分な食育指導等の時間を確保することができ、全ての児童生徒が栄養教諭の専門性を活かした食に関する指導を受けることが可能になる。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2	文部科学省	熊本県、福岡県	北海道、札幌市、千歳市、岩手県、花巻市、郡山市、大田原市、川崎市、長野県、浜松市、豊橋市、愛知県、高槻市、守口市、茨木市、兵庫県、岡山県、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市、	○当市では共同調理場を1箇所設置し、中学校8校に約4,000食の給食を調理している。栄養教諭は児童生徒に対する食の指導の充実を図るための栄養教諭等の教職員定数の改定を行ったところである。また、令和8年度予算(案)においても、令和7年度と同数の加定定数配置に必要予算を計上しているところであり、文部科学省としては、引き続き、学校栄養職員・栄養教諭の必要な定数の確保に努めてまいりたい。 なお、各自治体において、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2に定める標準よりも手厚く栄養教諭等を配置することは妨げられるものではない。	

文部科学省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

審議事項	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	異体別な支障事例 (提案に基いた措置等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性向上、行政の効率化等)	補償法令等 (支障の原因となっ ている規定等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	〈追加民間事業者団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
259	B	地方 に対する 規制 緩和	05.教 育・文 化 公立学校施設環境改善交付金に関する規制緩和	公立学校施設環境改善交付金について、自治体が事業実施の前年度の補正予算での前倒し採択を希望しない場合は、自治体の要請に応じて、本省繰越予算ではなく、事業年度の当初予算による採択を可能とすること。	【現行の取扱いについて】 文部科学省より、当該交付金事業については、工事実施前年度の補正予算と工事実施年度の当初予算を一体で執行することに加え、補正予算での採択を希望しない場合であっても、当該補正予算を繰り越した予算(本省繰越し)にて措置する可能性がある方針が示されており、自治体の希望に沿わない予算区分により交付金の決定が起り得る状況である。 【支障事例・制度改正の必要性】 工事が本来の事業年度内に完了しない場合、当該交付金の繰越承認を得ることで、翌年度中の事業完了が可能となるが、当該交付金が事業年度当初に本省繰越予算で交付決定された場合は明許繰越しができなくなるため、事業の完了に支障をきたす。 【支障の解決策】 自治体の要請に応じて、事業年度の当初予算により採択を行うことで、支障が解決すると考える。	工事が本来の事業年度に完了しない場合であっても、交付金の明許繰越しが可能であるため着実な事業実施が可能となる。	—	文部科学省	札幌市、指定都市市長会	花巻市、ひたちなか市、大田原市、草加市、千葉県、海老名市、長野県、浜松市、豊橋市、小牧市、三重県、大原市、枚方市、豊原川市、鳥取県、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎県、鹿児島市	○令和6年度において、学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたものの、入札不調等により当初の工期より大幅に遅れ、年度末で工事が完了した事例があった。本省繰越ではなく、当初予算での措置の場合、繰越承認を得ることで、翌年度中の事業完了が可能となる。 ○昨今の資材不足・職人不足の影響により納期が不安定な「昇降機」などの整備を行う際は、工期に余裕を持たせるため複数年度で実施している。しかしながら、年度毎の出来高設定が非常に難しく、初年度を低めに設定し過ぎると納品が早かった場合に一旦工事を中断せざるを得ず、逆に高めに設定すると納品が間に合わない場合に未済となる。当初予算なら想定出来高を高めに設定しておけば、納品が間に合わなくても明許繰越を行うことが可能である。 ○令和5年度交付金の交付を受けた事業について、令和5年度当初予算により採択を希望していたところ、令和4年度第2次補正予算本省繰越予算で採択が行われたため、それに伴って起債が令和4年度分の借入れとなった。これにより、令和6年1月までに起債の額を確定しなければならず、そのためには学校施設環境改善交付金の額を確定する必要があったことから、工事の入札競争を当初の予定より遅める等、非常にタイトなスケジュールでの業務執行を余儀なくされた。自治体が希望していないにも関わらず、本省繰越予算により採択が行われると、事業進捗においても様々な支障が生じる可能性があるため、自治体の要請に応じて事業年度の当初予算により採択を行うことで、自治体の負担軽減に繋がると考える。 ○前年度本省繰越で採択された事業について、外部要因による入札不調及び入札不発、資材調達遅延により繰り越しせざるを得ない場合に、事故繰越に係る事務負担が生じている。 ○提案団体の支障解決策に加え、本省繰越予算により採択された事業については、事故繰越が簡素な手続きで承認されるよう関係府庁と調整を図ることを求める。 ○現在、県内では、民間事業者による大型工事の影響で労働需要の急増に伴う作業員不足、また建設資材の確保が難しい状況である。今後もし上記の要因はさらに続く見込みであるため、契約の不調や工事の遅れが発生し、予定していた工事年度内に完了しない恐れがある。よって、本来の工事年度に完了しない場合であっても、交付金の明許繰越が可能である当初予算による採択を求めるもの。	学校施設環境改善交付金については、地方自治体が計画する事業量を踏まえて、早急な対策実施が必要な事業については、前倒しして前年度補正予算に計上して対応することとしているところ。 なお、前年度補正予算を繰り越した予算(本省繰越予算)で交付決定された場合でも、財政法に基づき年度内に支出負担行為(交付決定)を行い、その後の遅延・遅滞事故のためその年度内に支出が終わらなかった場合には、事故繰越しをすることが可能であり、これまでも地方自治体等のご要望等を踏まえ手続きの簡素化が進められているものと承知している。	